

| | | | | |
|----------|--|--|-----|-----------|
| 件名 | 粗大ごみ収集運搬業務委託（中央地区） | | | |
| 履行場所 | 西区、中区、南区 | | | |
| 履行期間 | 令和2年6月1日から令和3年5月31日 | | | |
| 入札参加条件 | 営業種目 | 令和1・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、廃棄物処理を第一位に登録していること。 | | |
| | 所在地区分 | 市内 | | |
| | その他 | <p>①横浜市の一一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であること。</p> <p>②仕様書で定める収集運搬車両を保有又は落札後、委託業務の履行開始前の指定期日までに確保することができること。</p> <p>③平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間において、本市の焼却工場への許可業に基づく事業系一般廃棄物の搬入実績が毎月20日以上あること。又は、過去5年以内に本市が発注する同種の委託業務での実績を有すること。</p> <p>④一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。また、公表時に指定する入札参加意向申出の期限から過去1か年の間、一般廃棄物処理手数料の延滞にかかる督促を受けたことがない又は受けても期間内に納付していること。</p> <p>⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>⑥公表時に指定する入札参加意向申出の期限から入札日までの間のいずれの日においても、指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>⑦会社更生法に基づく更生手続き、民事再生法に基づく再生手続き、会社法に基づく解散手続きを開始していないこと。</p> <p>⑧粗大ごみ収集運搬業務委託（令和2年6月1日から令和3年5月31日履行分）において、異なる地区（西部地区・北部地区・東部地区・南西部地区・南部地区）の委託案件を落札していないこと。 なお、異なる地区を落札した時点で本件に係る指名通知は無効とする。</p> | | |
| 提出書類 | <p>①公募型指名競争入札参加意向申出書</p> <p>②車両調達等計画書（自動車検査証の写し又は引受証明書を添付。車庫予定場所を記載、地図を添付。）</p> <p>③会社の現在事項全部証明書（令和元年12月1日以降に発行のもの）</p> <p>④誓約書</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正に業務を実施できる範囲で、入札参加することを誓約するもの。 落札後、委託業務の履行開始前の4月末日までに、仕様書で定める人員、収集運搬車両及び車両保管場所、機材、受付端末等を確保の上、必要書類等を提出することを誓約するもの。 委託業務の公共性を十分に認識し、適正に業務を履行することができるよう、委託業務の履行開始前に業務従事者に対する必要な研修を実施することを誓約するもの。また、委託業務の履行開始前に本市が研修等を行う場合は、研修等に参加することを誓約するもの。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約するもの。 誓約書に違反した場合又は委託業務の履行開始時からの適正な業務の履行に支障が生じると本市が認めた場合には、契約されなくても異議を申し立てないことを誓約するもの。 | | | |
| 支払条件 | 前金払 | しない | 部分払 | する（12回以内） |
| 最低制限価格制度 | 該当 | | | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 債務負担行為を設定する契約です。 令和2年度横浜市各会計予算が令和2年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。 令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。 | | | |